

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

	所管課(室)名
◎ 告 示	消 防 保 安 室
・液化石油ガス販売事業者の認定	
○長崎県が発注する工事等の契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領の一部改正	建 設 企 画 課
・宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定	盛 土 対 策 室
◎ 公 告	
・大規模小売店舗の変更事項届出(3件)	経 営 支 援 課
・令和7年度技能検定試験(随時2級、随時3級及び基礎級)の実施	雇 用 労 働 政 策 課
・土地改良区の役員の就退任	農 村 整 備 課
・土地改良区の定款変更の認可(2件)	//
・落札者等	港 湾 課
・住宅確保要配慮者居住支援法人の指定	住 宅 課
◎ 教育委員会規則	
○長崎県立学校教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則	高 校 教 育 課
◎ 公安委員会告示	
・警備員指導教育責任者講習の実施	生 活 安 全 企 画 課

告 示

長崎県告示第286号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律149号)第35条の6第1項の規定により、次のとおり液化石油ガス販売事業者を認定したので、同法第88条第2項第1号の規定に基づき公示する。

令和7年5月23日

長崎県知事 大石 賢吾

- 事業者の名称、所在地及び代表者の氏名
株式会社ツバメガス長崎
雲仙市愛野町乙5308-1
代表取締役 寺田光一郎
- 認定年月日及び認定番号
令和7年5月14日
第9号
- 認定種別
第1号認定

長崎県告示第287号

長崎県が発注する工事等の契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領（平成12年長崎県告示第599号の6）の一部を次のように改正し、令和7年6月1日以降に行う指名停止から適用する。

令和7年5月23日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準（第2条関係）		別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準（第2条関係）	
措置要件	期間	措置要件	期間
1～6 略 （重大な独占禁止法違反行為等）	略	1～6 略 （重大な独占禁止法違反行為等）	略
7 県発注工事等に関し、次に掲げる場合に該当することとなったとき（当該工事等に政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用を受けるものが含まれる場合に限る。） ア 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。） イ 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	略	7 県発注工事等に関し、次に掲げる場合に該当することとなったとき（当該工事等に政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用を受けるものが含まれる場合に限る。） ア 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。） イ 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	略
8～10 略	略	8～10 略	略
11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）、刑法（明治40年法律第45号）及び暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の規定による罰金刑を言い渡され、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。	略	11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）、刑法（明治40年法律第45号）及び暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の規定による罰金刑を言い渡され、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。	略

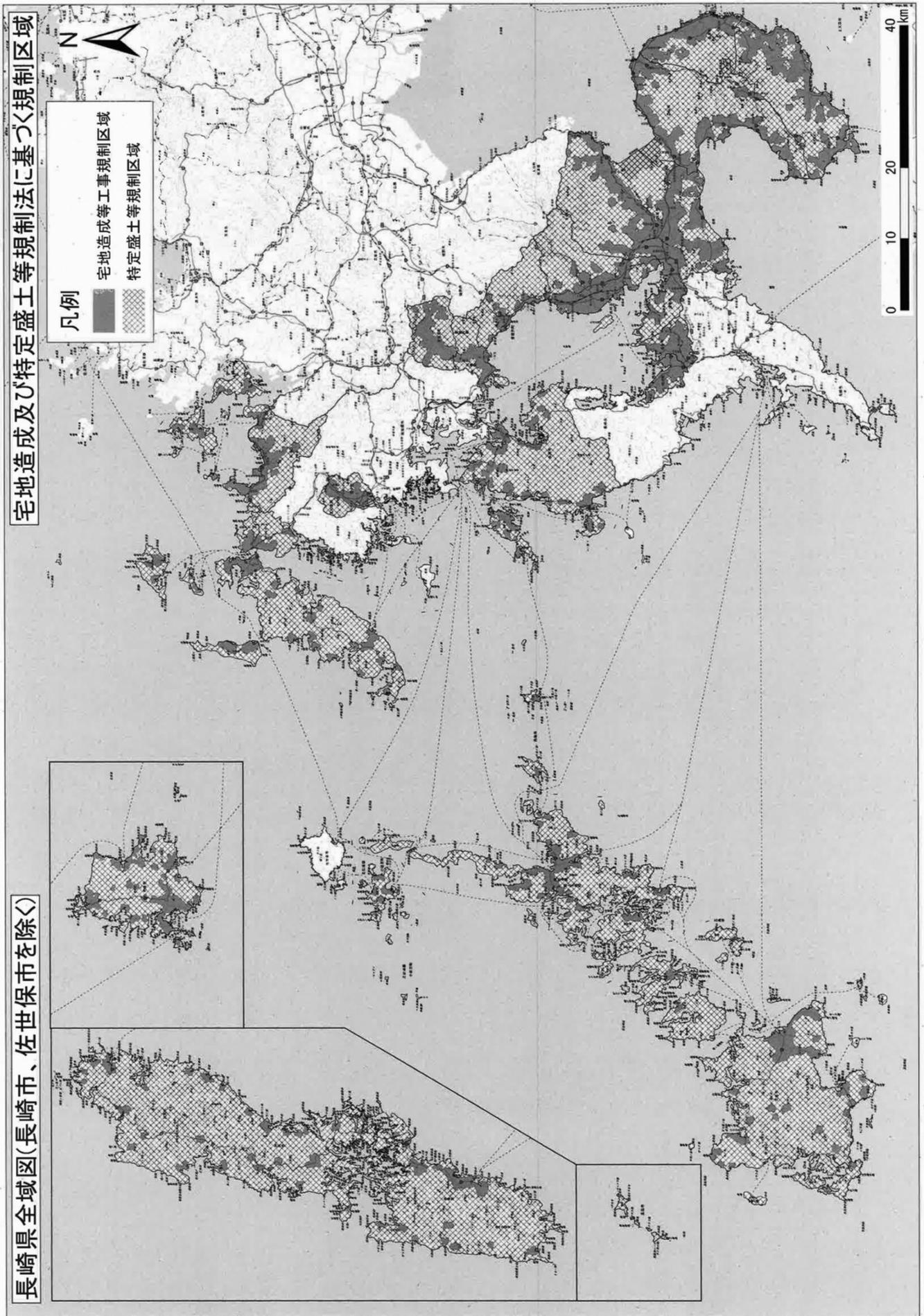
長崎県告示第288号

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第1項及び第26条第1項の規定により、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を次のとおり指定する。

令和7年5月23日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 区域の表示
次の図のとおりとする。
- 2 指定年月日
令和7年5月23日



公 告

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和7年5月23日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ深堀

長崎市深堀町一丁目145番22 ほか4筆

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

大和リース株式会社

代表取締役 北 哲弥

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(4) 変更の年月日

令和6年11月23日 ほか

2 届出年月日

令和7年5月8日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、長崎市経済産業部商業振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和7年5月23日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ福田

長崎市大浜町1594番地6 ほか5筆

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

大和リース株式会社

代表取締役 北 哲弥

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(4) 変更の年月日

令和7年2月21日

2 届出年月日

令和7年5月8日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、長崎市経済産業部商業振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和7年5月23日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン夢彩都

長崎県長崎市元船町14番49 ほか

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社イズミ 代表取締役社長 町田 繁樹

広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

(3) 変更した事項

①大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(4) 変更の年月日

令和7年4月1日 ほか

2 届出年月日

令和7年5月8日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び長崎市経済産業部商業振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

令和7年度技能検定試験（随時2級、随時3級及び基礎級）の実施（公告）

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、令和7年度技能検定試験（随時2級、随時3級及び基礎級）の実施について次のとおり公示する。

令和7年5月23日

長崎県知事 大石 賢吾

1 実施職種

(1) 随時2級

- 塗装（鋼橋塗装作業）
- (2) 随時3級
塗装（鋼橋塗装作業）
- (3) 基礎級
塗装（鋼橋塗装作業）
- 2 試験の方法
上記の職種について実技試験及び学科試験を実施
- 3 技能検定の検定手数料、実施期日、実施場所等
- (1) 実技試験
- ア 手数料 18,200円
- イ 実施期日
令和7年5月23日（金）から令和8年3月31日（火）までの間において、別途長崎県職業能力開発協会が指定する日
- ウ 実施場所
別途長崎県職業能力開発協会から通知する場所
- エ 問題の公表
実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、職種によっては公表しないものもある。
- (2) 学科試験
- ア 手数料 3,100円
- イ 実施期日
令和7年5月23日（金）から令和8年3月31日（火）までの間において、別途長崎県職業能力開発協会が指定する日
- ウ 実施場所
別途長崎県職業能力開発協会から通知する場所
- 4 受検申請の手続
- (1) 提出書類
技能検定受検申請書
- (2) 提出先
長崎県職業能力開発協会
〒851-2127 西彼杵郡長与町高田郷547-21（技能・技術向上支援センター内）
電話 095-894-9971
- (3) 受付期間
随時
- (4) 受検申請に関する注意
- ア 技能検定受検申請書の用紙は、長崎県職業能力開発協会で作成し、申請書と一緒に提出する。
なお、受検申請用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請用紙請求」と朱書きし、角2、角20又は角A4サイズのいずれかの返信用封筒（あて先を記入し、180円切手を貼ったもの）を同封すること。
- イ 申請書を郵送する場合は書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。
- 5 手数料の納付方法
実技試験手数料又は学科試験手数料は、申請書に添えて、長崎県職業能力開発協会に納付すること。また、手数料を郵送する場合は現金書留とし、申請書を同封のうえ郵送すること。
なお、受検申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。
- 6 合格者の通知
- (1) 合格通知
実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、長崎県職業能力開発協会が書面によりその旨を通知する。
- (2) 技能検定合格証書等の交付

技能検定合格者には長崎県知事名の合格証書を交付する。

7 その他

技能検定について不明な点は、長崎県職業能力開発協会又は長崎県産業労働部雇用労働政策課に問い合わせること。

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、芦辺土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和7年5月23日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
西 村 善 明	壱岐市芦辺町諸吉仲触894番地	白 川 永 利	壱岐市芦辺町中野郷本村触492番地
坂 本 拓 史	壱岐市芦辺町諸吉南触91番地	西 村 善 明	壱岐市芦辺町諸吉仲触894番地
梅 山 政 博	壱岐市芦辺町諸吉本村触1125番地	梅 山 政 博	壱岐市芦辺町諸吉本村触1125番地
川 田 俊 哉	壱岐市芦辺町諸吉東触1070番地	清 川 正 博	壱岐市芦辺町諸吉東触817番地
白 川 健 壽	壱岐市芦辺町中野郷西触588番地	白 川 健 壽	壱岐市芦辺町中野郷西触588番地
米 倉 寛 実	壱岐市芦辺町中野郷東触1479番地	米 倉 寛 実	壱岐市芦辺町中野郷東触1479番地
永 元 誠	壱岐市芦辺町国分本村触937番地	江 川 漣	壱岐市芦辺町国分本村触473番地2
眞 竹 みき子	壱岐市芦辺町諸吉南触1041番地	眞 竹 みき子	壱岐市芦辺町諸吉南触1041番地
米 倉 佐代子	壱岐市芦辺町中野郷東触1426番地	米 倉 佐代子	壱岐市芦辺町中野郷東触1426番地
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
岡 田 高 明	壱岐市芦辺町諸吉二亦触207番地	白 川 厚 司	壱岐市芦辺町中野郷本村触459番地
枅 崎 文 雄	壱岐市芦辺町国分川迎触401番地	岡 田 高 明	壱岐市芦辺町諸吉二亦触207番地

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和7年3月14日総会議決）を認可した。

令和7年5月23日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 柏野・佐野土地改良区
認可年月日 令和7年5月15日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和7年3月20日総会議決）を認可した。

令和7年5月23日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 宇土山土地改良区

認可年月日 令和7年5月15日

落札者等(公告)

落札者等について、次のとおり公示する。

令和7年5月23日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 物品等又は特定役務の名称及び数量
壱岐空港用化学消防車（5000立級） 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県土木部港湾課
〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話 095-894-3053
- 3 調達方法
購入
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和7年3月26日
- 6 落札者
東京都中央区日本橋二丁目5番1号
帝國繊維株式会社 代表取締役 榎谷 徹
- 7 落札価格（消費税及び地方消費税を含む）
264,000,000円
- 8 入札公告日
令和7年2月7日
- 9 落札方式
最低価格

住宅確保要配慮者居住支援法人の指定（公告）

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和7年5月23日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 支援法人の名称
合同会社baum77
- 2 支援法人の住所
長崎県佐世保市須田尾町449番地5
- 3 支援業務を行う事務所の所在地
長崎県佐世保市須田尾町449番地5
- 4 指定年月日
令和7年5月13日

教育委員会規則

長崎県立学校教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月23日

長崎県教育委員会教育長 前川 謙介

長崎県教育委員会規則第9号

長崎県立学校教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

長崎県立学校教職員の人事評価に関する規則（平成18年長崎県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後				改正前			
（人事評価の実施） （評価者） 第8条 人事評価は、被評価者の区分に応じ、次の表に掲げる一次評価者、二次評価者及び最終評価者が行うものとする。				（人事評価の実施） （評価者） 第8条 人事評価は、被評価者の区分に応じ、次の表に掲げる一次評価者、二次評価者及び最終評価者が行うものとする。			
被評価者	一次評価者	二次評価者	最終評価者	被評価者	一次評価者	二次評価者	最終評価者
校長	高校教育課長	県教育政策監	県教育長	校長	高校教育課長	県教育政策監	県教育長
副校長 教頭	校長	高校教育課長	県教育政策監	副校長 教頭	校長	高校教育課長	県教育政策監
事務長		教育政策課長	県教育次長	事務長		教育政策課長	県教育次長
部主事		特別支援教育課長	県教育政策監	部主事		特別支援教育課長	県教育政策監
主幹教諭（部主事を除く。）指導教諭 教諭（助教諭、講師を含む。以下同じ。）養護教諭（養護助教諭を含む。以下同じ。）栄養教諭 実習助手 寄宿舍 指導員 事務職員 栄養士 船長 機関長	副校長、教頭、部主事又は事務長の中で校長が指定する者	—	校長	主幹教諭（部主事を除く。）指導教諭 教諭（助教諭、講師を含む。以下同じ。）養護教諭（養護助教諭を含む。以下同じ。）栄養教諭 実習助手 寄宿舍 指導員 事務職員 栄養士 船長 機関長	副校長、教頭、部主事又は事務長の中で校長が指定する者	—	校長
船員（船長、機関長を除く。以下同じ。）	船長			船員（船長、機関長を除く。以下同じ。）	船長		
備考 遠隔授業を担当する教頭の一次評価者及び教諭、事務職員 の最終評価者については、長崎県立大村高等学校校長が教育DX推進室長に委任できるものとする。							

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第15号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年5月23日

長崎県公安委員会委員長 森 拓二郎

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号に掲げる警備業務（以下「1号警備業務」という。）

2 講習の種別

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下これらを「警備員指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- (2) 1号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者に対して行う講習（以下「追加取得講習」という。）

3 実施期日

(1) 新規取得講習

令和7年6月30日（月）から同年7月3日（木）まで及び同月7日（月）から同月9日（水）までの7日間

(2) 追加取得講習

令和7年7月7日（月）から同月9日（水）までの3日間

4 実施場所

長崎市桜町9番6号
長崎県勤労福祉会館

5 受講定員

(1) 新規取得講習

20人

(2) 追加取得講習

5人

6 受講対象者

(1) 新規取得講習

次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、この告示の公示の際現に1号警備業務に従事しており、かつ、1号警備業務に従事している期間が当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上であるもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、この告示の公示の際現に1号警備業務に従事しており、かつ、1号警備業務に従事している期間が当該旧2級検定に合格した後、継続して1年以上であるもの

(2) 追加取得講習

1号警備業務以外の警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって(1)アからオまでのいずれかに該当するもの

7 受講申込手続

(1) 申込期間

令和7年6月2日（月）から同月6日（金）までの午前9時から午後4時まで（午後0時から午後1時までを除く。）の間。ただし、受講定員に達した時点で申込みの受付を締め切る。

(2) 申込場所

次に掲げる場所に、受講者本人が申し込むこと。郵送による申込みは、受け付けない。

なお、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講者本人の委任状を持参すること。

ア 長崎県内に住所を有する者は、その住所地を管轄する警察署

イ 長崎県内の営業所に属する警備員は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

ウ ア及びイ以外の者は、長崎県警察本部生活安全部生活安全企画課許可業務指導室営業第二係

(3) 提出書類

ア 新規取得講習

(ア) 受講申込書（申込前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの） 1通

(イ) 6(1)に掲げる受講対象者に該当することを証明する次の書面 1通

a 6(1)アに該当する者については、1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

b 6(1)イに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

c 6(1)ウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

d 6(1)エに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

e 6(1)オに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

イ 追加取得講習

(ア) 受講申込書（申込前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの） 1通

(イ) 1号警備業務以外の警備員指導教育責任者資格者証等の写し及びア(イ)の a から e までに掲げる書面 1通

8 講習手数料及び納付方法

(1) 講習手数料

ア 新規取得講習

47,000円

イ 追加取得講習

23,000円

(2) 納付方法

受講申込み時に納付すること。

なお、受講申込受付後は、納入された講習手数料は返還しない。

9 講習の委託先の名称及び所在地

一般社団法人長崎県警備業協会

長崎市万屋町2-21-211

10 その他

(1) 講習関係

ア 講習初日の受付時間は、午前8時30分から午前8時45分までとする。

イ 講習最終日に修了考査を実施し、合格者に対し講習修了証明書を交付する。

ウ 合格発表は、修了考査終了後、即日本人に対して行う。

(2) 問合せ先

ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

イ 長崎県警察本部生活安全部生活安全企画課許可業務指導室営業第二係（電話 095-820-0110 内線3186）

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
二二一
二二一
四一

印刷所
印刷人
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト
クイック
プリン
ト